政　令

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年九月八日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第百九十三号

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表十六の項の2中「五十八万円」を「五十三万円」に、「九十万円」を「八十二万円」に、「百九万円」を「九十九万円」に、「百二十一万円」を「百十万円」に、「百五十四万円」を「百四十万円」に、「百八十万円」を「百六十四万円」に、「四百二十三万円」を「三百八十五万円」に、「五百五十九万円」を「五百九万円」に、「六百九十一万円」を「六百二十九万円」に、「百二十三万円」を「百十二万円」に、「百四十六万円」を「百三十三万円」に、「百六十三万円」を「百四十八万円」に、「二百一万円」を「百八十三万円」に、「二百三十三万円」を「二百十二万円」に、「四百七十六万円」を「四百三十三万円」に、「六百十二万円」を「五百五十七万円」に、「七百四十四万円」を「六百七十七万円」に、「六百三十二万円」を「五百七十五万円」に、「七百九十七万円」を「七百二十五万円」に、「千百八十万円」を「千七十万円」に改め、同表二十の項の1中「四十五万円」を「四十一万円」に、「五十九万円」を「五十四万円」に、「七十七万円」を「七十万円」に、「百一万円」を「九十二万円」に、「百十四万円」を「百四万円」に、「百七十六万円」を「百六十万円」に、「二百万円」を「百八十二万円」に、「二百二十三万円」を「二百三万円」に、「五十四万円」を「四十九万円」に、「六十九万円」を「六十三万円」に、「百四万円」を「九十五万円」に、「百四十四万円」を「百三十一万円」に、「百八十一万円」を「百六十五万円」に、「三百四十九万円」を「三百十八万円」に、「四百二十八万円」を「三百九十九万円」に、「四百八十九万円」を「四百四十五万円」に、「千万円」を「九百十万円」に、「千三百六十万円」を「千二百四十万円」に、「千八百七十万円」を「千七百万円」に改め、同表二十二の項中「三十四万円」を「三十一万円」に、「四十五万円」を「四十一万円」に、「七十九万円」を「七十二万円」に、「百一万円」を「九十二万円」に、「百二十七万円」を「百十六万円」に、「三百十一万円」を「二百八十三万円」に、「三百八十一万円」を「三百四十七万円」に、「四百四十万円」を「四百万円」に、「二百九十二万円」を「二百六十六万円」に、「三百五十万円」を「三百十九万円」に、「五百二十六万円」を「四百七十九万円」に改める。

附　則

この政令は、平成二十二年十月一日から施行する。

総務大臣　原口　一博

内閣総理大臣　菅　**直**人

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年九月八日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第百九十四号

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十七号）の施行に伴い、並びに同法附則第三条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第六条）
第二章　経過措置（第七条―第十条）
附則

第一章　関係政令の整備

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の七第一項中「がその権利を取得した当時その者」を削り、「維持していた」を「維持している」に、「同じくしていた」を「同じくする」に改め、「将来にわたつて」を削り、同条第二項中「将来にわたつて」を削る。

（厚生年金保険法施行令の一部改正）

第二条　厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）の一部を次のように改正する。

第三条の五第四項中「維持していた」を「維持している」に改め、「がその権利を取得した当時その者」を削り、「同じくしていた」を「同じくする」に改め、「将来にわたつて」を削り、「及び同項の」を「その他これに準ずる者として」に改め、同条第五項中「及び法第五十条の二第一項に規定する配偶者」及び「及び障害厚生年金」を削り、「法第四十四条第四項第二号」を「同条第四項第二号」に改め、「法第五十条の二第三項、」を削り、同条に次の一項を加える。

6　法第五十条の二第一項に規定する配偶者が、当該障害厚生年金の受給権者と生計を同じくする者であつて第一項の厚生労働大臣の定める金額以上の収入を有すると認められる者以外のものその他これに準ずる者として第四項の厚生労働大臣が定める者でなくなつたときは、同条第四項において準用する法第四十四条第四項第二号に該当するものとする。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の七の七中「第十一条の七の三の」を「第十一条の七の三第一項及び第三項の」に改め、「がその権利を取得した当時その者」を削り、「維持していた」を「維持している」に、「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める当時」とあるのは、「その権利を取得した当時」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める当時その受給権者」とあるのは「その受給権者」と、「共にしていた」とあるのは「共にしている」と、「将来にわたつて有する」とあるのは「有する」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第四条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の九中「第二十五条の四の」を「第二十五条の四第一項及び第三項の」に改め、「がその権利を取得した当時その者」を削り、「維持していた」を「維持している」に、「次の各号に掲げる退職共済年金の区分に応じ当該各号に定める当時」とあるのは、「その権利を取得した当時」を「次の各号に掲げる退職共済年金の区分に応じ当該各号に定める当時その者」とあるのは「その者」と、「共にしていた」とあるのは「共にしている」と、「将来にわたつて有する」とあるのは「有する」に改める。